

平成30年8月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 4件  
(うち扇風機2件、テレビ(ブラウン管型)1件、  
携帯電話機(スマートフォン)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故  
該当案件なし
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1.～4.の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 柳川、牧野

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800306	平成30年8月10日	平成30年8月23日	扇風機	F-CB322	松下エコシステムズ株式会社(現 パナソニック エコシステムズ株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	静岡県	製造から10年以上経過した製品 平成30年8月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800307	平成30年8月4日	平成30年8月24日	扇風機	MI-106	株式会社千住 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201800308	平成30年8月13日	平成30年8月24日	テレビ(ブラウン管型)	29C-BS1	シャープ株式会社	火災	事務所で当該製品の電源を入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	福岡県	製造から25年以上経過した製品
A201800309	平成30年8月7日	平成30年8月24日	携帯電話機(スマートフォン)	FTJ162D-Priori4	プラスワン・マーケティング株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年8月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

該当案件なし

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

扇風機 (管理番号:A201800306)



扇風機 (管理番号:A201800307)



携帯電話機（スマートフォン）（管理番号:A201800309）

